



NEXUS

2025
No.760

4

「NEXUS（ネクサス）」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしながら、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | |
|--|------------------------------|
| 01 ●Opinion | 07 事業者向け省エネルギー対策支援事業のご案内 |
| 「令和7年度商工労働観光部の施策について」 | 08~09 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 |
| 岩手県商工労働観光部 部長 箱石 知義 | 10 創業セミナー 開催 |
| 02~13 ●主要記事 | 商業活性化セミナー 開催 |
| 02~03 中央会 令和6年度 第4回理事会を開催 | 11 令和6年度「若手経営者等連携促進フォーラム」を開催 |
| ～「令和7年度事業の大綱」定める | 12 通常総会終了後の手続きについて |
| 04 令和7年度の中央会事務局体制 | 13 会員組合トピックス |
| 05 ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金等制度説明会を全国に先駆けて実施 | 14~15 ●岩手県内中小企業の景況(2月) |
| 06 連合岩手が本会に2025年春闘における申入れ | 16 ●中央会Information |
| 全国商工連地域経済再生本部長 宮窪 大作氏 来訪 | 岩手県中小企業団体中央会 第70回通常総会 開催のご案内 |
| 東日本大震災津波追悼式 瀬川専務理事出席 | 令和7年度 岩手県4広域振興局体制について |

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

「令和7年度商工労働観光部の施策について」

岩手県商工労働観光部

部長 箱石 知義



はじめに、今般の大船渡市での林野火災で犠牲になられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。県では、被災者の方々が一刻も早く元の生活に戻るよう、そしてなりわいが再生できるよう、復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から14年が経過しました。沿岸被災地は、まちづくりや復興道路などの交通ネットワークの形成が進み、地域産業の発展とともに、様々なつながりができています。世界からも注目されている「みちのく潮風トレイル」や三陸ならではの豊かな食などの地域資源を活用して、国内外から人や投資を呼び込み、地域の活性化を推進してまいります。

令和7年度は、こうした復興の取組を着実に推進するとともに、産業振興の取組を次のとおり重点的に展開してまいります。

1 地域経済を支える中小企業の振興

中小企業の持続的な賃上げの実現に向け、生産性、付加価値の向上を促進するため、商工指導団体の伴走支援体制の維持・強化を図るとともに、国や関係団体と連携しながら適切な価格転嫁の促進に取り組みます。

2 起業・スタートアップや事業承継等の支援の充実

いわてスタートアップ推進プラットフォームを核とした若者・女性などの創業支援に取り組むとともに、中小企業等の円滑な事業承継を支援します。

3 ものづくり産業の集積・高度化

自動車や半導体、医療機器関連産業など、県内ものづくり産業の一層の集積と高度化を促進するとともに、若者や女性のニーズの高い多様な就業の場の創出を進めます。

4 魅力ある職場環境づくり・働き方改革

ジェンダーギャップの解消や働き方改革の取組など、企業等による若者や女性に魅力ある職場環境づくりを促進するとともに、優れた企業の採用情報の発信などにより、県内定着やU・Iターンによる人材確保を支援します。

5 外国人観光客の誘客と県産品の輸出拡大

魅力的な観光資源を生かした滞在型の商品造成や世界の各市場に対応した戦略的なプロモーションを展開するとともに、県産加工食品や伝統工芸品等のトップセールスなどにより、国内外の販路開拓・拡大等を支援します。

以上の施策の推進にあたっては、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様と貴会をはじめとした産業支援機関と行政が連携していくことが不可欠です。今後とも被災地の復旧・復興と岩手県商工観光業の更なる発展のため、本県産業施策に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

中央会 令和6年度 第4回理事会を開催 ～「令和7年度事業の大綱」定める～

3月26日（水）、アートホテル盛岡において令和6年度第4回理事会を開催しました。

本理事会では、令和6年度の重点支援項目の取組状況と補正予算のほか、令和7年度の事業の大綱等について審議しました。令和7年度事業の大綱（基本方針、重点支援項目）は下記のとおり決議されたので、全文を掲載します。

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、賃金の持続的上昇やインバウンド需要増加等により内需を中心に底堅い成長が続くと予測されている。

その一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化など地政学的リスクが継続する中、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め及び円安の継続、さらには長引く中国の不動産不況や、米国の保護主義的政策運営など世界経済の不確実性が大きく、我が国経済を取り巻く環境の先行きは厳しい状況が見込まれている。

また、東日本大震災発災から14年が経過し、ハード面での復興は概ね完了したものの、沿岸部は基幹産業である水産業での漁獲不振をはじめ被災事業者の販路回復等の困難な課題も抱えている。さらに、人口減少が内陸部と比較し顕著となっており、特に人材不足に厳しさが増している。

このような状況下、製造業などを中心に上向きの産業はあるが、一方で業績が大幅に悪化している事業者も多いことから、人材不足やエネルギー・原材料費・物流コスト等の高騰の影響、さらには、政府からの大幅賃上げの要請、デジタル技術の活用によるDXの推進、働き方改革の本格実施、カーボンニュートラルの取組などへの対応のため、省力化に向けた設備投資や人材育成等を通じた生産性向上による企業・団体の

体質強化への取組の推進が、一層求められている。

近年、企業における人材の確保・育成にかかるコストは「人への投資」と受け止められており、中小企業の経営者は、厳しい経営状況にあっても物価高騰などによる従業員の苦痛を和らげたいと可能な限りの賃上げを行なっているが、大手企業とは異なり中小企業は、コスト上昇分やサプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配による価格転嫁や適正取引が進まず、賃上げ原資の確保が困難となっていることから、より一層の環境整備が必要である。

加えて、中小企業経営者の高齢化が進む中、事業継続の問題がより顕著になってきていることから、次世代への事業引き継ぎを促進する事業承継対策に取り組むほか、雇用創出と地域振興に向けた人口の急減に対する地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する必要がある。

こうした厳しい経営環境のもとで、中小企業が業績を向上させ、地域経済の課題解決と活性化に貢献するためには、組合組織をはじめとする企業間連携を通じた協働（共同）化の推進が最も有効であり、特定地域づくり事業協同組合の活用や組合等をはじめとした企業間の連携を推進するとともに新たな産業と雇用を創出する起業促進が必要となっている。

このため本会では、中小企業による連携組織の唯一の専門支援機関として、多様な経営課題解決の支援スキルを向上させ深化していくため、コーディネート人材の育成及び職員の資質向上により更なる事務局体制の強化を図るとともに、

国の掲げる「地方創生2.0」を目指すため中央会をはじめとする支援機関の機能強化を強力に働きかけ、組合等の傘下中小企業者の経営の安定と強化・向上に向け、以下の4つの重点支援項目について、伴走型支援の強化を図りながら総力を挙げて取り組むこととする。

1. 地域産業の持続的な事業展開の推進
2. 生産性向上等による経営力強化
3. 連携による新たな産業と事業の創出
4. 人材の確保と育成・定着

II 重点支援項目

1. 地域産業の持続的な事業展開の推進

人口減少、諸物価高騰下における経営力の強化と、事業の回復・再構築、並びにコロナ禍の影響が残る商店街の活性化に向け、国・県の事業などを活用し伴走型の支援を行う。

また、地域中小企業の持続的な事業展開を推進するためには、中小企業間の連携による地域課題解決に向けた取組に対し支援するとともに、次世代へ円滑に事業を引き継ぐ事業承継対策について支援するほか、人口の急減に対処する特定地域づくり事業協同組合の設立・運営並びに企業連携や組合の事業継続力強化計画策定を支援する。

さらに震災の沿岸被災地の復興は、本設での事業再開と新たな街づくりが概ね完了する中で地域経済の復興は途上にあり、引き続き被災事業者、被災組合等の事業継続に向けた取組を支援する。

2. 生産性向上等による経営力強化

中小企業や組合等連携組織が掲げるビジョンの実現に向け、計画の立案を支援するとともに、経営革新等認定支援機関として、省力化設備への投資やデジタル技術の活用などによる生産性向上、さらには昨年設立されたIT事業者による協同組合との連携により組合等のDX化を加速させることで、中小企業等の経営力強化を推進する。

特に、昨年に開始された「中小企業省力化投資補助金」、継続される「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の活用促進を図るため、他の経営革新等認定支援機関等との連携強化に引き続き取り組む。また、中小企業等の設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施するため、補助事業の適正な実施と事業終了後の事業化を支援する地域事務局の運営を引き続き行う。

3. 連携による新たな産業と事業の創出

中小企業組合や企業間が連携した中小企業グループ等が事業活動を活性化する上で、経営資源の結集・補完を通じ、新たな発想のもとで地域資源等を活用した新商品・サービスの開発や高品質化、高付加価値化に取り組むことが重要である。

このため、回復・拡大するインバウンドを含めた観光需要の取り込みやILCの誘致実現等も視野に入れながら、地域内外における企業間や若手経営者間の連携を通じた新商品等の開発や新たなビジネスモデルの構築とデジタル技術を活用した起業・創業の促進に向け、総合的に支援する。

4. 人材の確保と育成・定着

地域経済を担う中小企業の成長を図るためには、優れた人材の確保と育成・定着が不可欠であるが、初任給をはじめ人件費の高騰により、大企業・首都圏と中小企業・地方との賃金格差が拡大し、人材流出が増加傾向にある。

このため、経営戦略に基づく人材確保・育成に取り組む企業の支援や中小企業の魅力の発信、U・Iターンを含む若者・女性・シニア・外国人等といった多様な人材と中小企業との適切なマッチング環境の構築及び地域高等教育機関・関係団体等と連携した人材の育成・定着までを支援するとともに、働き方改革の促進にも寄与していくことで、「選ばれる岩手」に向け事業を展開する。

令和7年度の中央会事務局体制

専務理事 瀬川 浩昭

事務局長 於本 立也

事務局次長 鈴江 良章

事務局組織は令和5年度から、従来の3部制を見直し、統括管理部と企画振興部の業務を統合した**企画総務部**と、支援事業をメインに実施する**連携支援部**の2部制とし、**ものづくり支援センター**を設置・運営している。

令和7年度についても、2部1センターの体制を継続し、限りある人材で、より効率的・効果的な支援事業実施と、柔軟で機動的な支援体制を目指す。

今年度は、人材育成による生産性向上や人手不足対策、DXの推進、経営力強化支援、被災事業者等の事業継続への支援、連携による新たな産業・事業の創出、事業承継対策等を進めるほか、令和6年度から設置された省力化投資補助金の地域事務局においてIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した設備の導入を支援する。

企画総務部は、総会・理事会、県等補助金、会員管理等を主な業務とするほか、建議・陳情等の政策立案に関する業務を行う。また、組合等におけるDX化や企業等の人材確保から育成・定着までの支援を行うとともに、機関誌の発行やHPの運営を通じ情報提供等を行う。

連携支援部は、新規事業・新分野進出・起業・企業連携などの新たな取組の推進や商店街支援を実施する。

なお、会員組合等に対する支援事業については、これまでどおり全職員が一丸となって取り組む。

企画総務部

部長 渡辺 泰孝

**副参事兼
部長代理** 川原 光雄

部長代理 池田 亘

主幹 井上 敬済

主任指導員 安保 裕之

主任 鈴木 敦子

主事 早野 貴圭

主事 佐藤 日葵

主事 小山 北斗

連携支援部

部長 鈴江 良章 (兼務)

部長代理 菅原宏太郎

主幹 青木 英樹

主幹 佐藤 清亮

主幹 茨木 暢浩

主任指導員 湊 宏一

主事 鎌田 明伸

主事 新井田 直

省力化補助金 岩手県事務局

ものづくり支援センター

センター長 渡辺 泰孝 (兼務)

副センター長 池田 亘 (兼務)

主事 藤木 政彦

ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金等の 制度説明会を全国に先駆けて実施

3月21日(金)、本会主催「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業省力化投資補助金等制度説明会」をアートホテル盛岡にて、オンライン併用で開催しました。

本説明会は、県内の認定支援機関を対象に、制度の周知及び活用、さらには公募要領についての理解促進を図ることを目的に全国に先駆けて開催したものです。当日は認定支援機関の役職員32名（うちオンライン出席者29名）が参加しました。

講演では、東北経済産業局 産業部 経営支援課 小規模企業係長 高橋 周一 氏、同小規模企業係 伊藤 韻 氏、本会 連携支援部 湊主任指導員、同ものづくり支援センター 藤木主事、岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 主任主査 伊藤 知紀 氏を講師に迎え、ものづくり補助金19次公募の変更点と中小企業省力化投資補助金に新設された一般型、岩手県の中小企業支援施策（中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金、いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業、物価高騰対策賃上げ支援金の各種補助金制度）について説明を行いました。

「ものづくり補助金と中小企業省力化投資補助金（一般型）との違い」

ものづくり補助金の製品・サービス高付加価値化枠は、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かした革新的な新製品・新サービス開発の取り組みが補助対象であり、既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業や同業の中小企業者等や同一地域における同業他社において相当程度普及しているものの開発は補助対象外となります。

中小企業省力化投資補助金（一般型）は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的としています。

よって、新製品・新サービスの開発に必要な設備投資はものづくり補助金、人手不足解消に向けて業務プロセス等の省力化に必要な設備投資は中小企業省力化投資補助金（一般型）となります。

ものづくり補助金や省力化投資補助金（カタログ注文型・一般型）の情報は、下記サイトをご覧ください。



東北経済産業局 担当職員による解説



本会ものづくり支援センター 担当職員による解説



本会連携支援部 担当職員による解説



岩手県 担当職員による解説

○ものづくり補助金総合サイト
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



○中小企業省力化投資補助金
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



連合岩手が本会に 2025 年春闘における申入れ

3月27日（木）、日本労働組合総連合会岩手県連合会（連合岩手）の伊藤裕一会長が本会を訪れ、2025年春闘における申入れを行いました。本会は、瀬川専務理事が対応しました。申入事項は下記のとおりです。

記

- 1 賃金・労働条件の改善をはかっていただきたいこと
- 2 すべての労働者の立場に立った働き方の改善をはかっていただきたいこと
- 3 サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分、適っていただきたいこと
- 4 公契約条例の改正を推進していただきたいこと
- 5 女性活躍推進とジェンダー平等・多様性の尊重を推進していただきたいこと
- 6 育児・介護、治療と仕事の両立支援、障がい者雇用を推進していただきたいこと
- 7 あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組みを推進していただきたいこと
- 8 すべての労働者の雇用安定に向けて取り組んでいただきたいこと
- 9 能力開発機会の確保による人への投資強化を推進していただきたいこと
- 10 ビジネスと人権について取り組んでいただきたいこと



申入書を手渡す伊藤会長（左）
申入書を受け取る本会の瀬川専務理事（右）

全国商工連地域経済再生本部長 宮窪 大作氏 来訪

3月5日（水）、全国商工会連合会地域経済再生本部長の宮窪大作氏が本会を訪問され、瀬川専務理事が対応しました。

富山県砺波市で一般土木建築工事業を営む宮窪氏は、平成15年より青年部活動に精力的に取り組む、平成21年には富山県商工会青年部連合会会長、平成23年には全国商工会青年部連合会会長を歴任、令和5年からは全国商工会壮青年部連合会会長を経て令和6年には現職に就任されています。

今般、夏の参院選比例代表に全国商工会連合会の政治団体である全国商工政治連盟の組織内候補として出馬を予定されています。中小企業・小規模事業者の経営を支える政策の実現など、今後の展望について述べられました。



岩手県商工会連合会 会長 高橋氏（左）と
全国商工会連合会 経済再生本部長 宮窪氏（右）

東日本大震災津波追悼式 瀬川専務理事出席

3月11日（火）、トーサイクラシックホール岩手にて東日本大震災津波追悼式が執り行われ、本会からは瀬川専務理事が参列しました。式では発災した午後2時46分より参列者全員による黙祷が捧げられたあと、達増知事、次いで伊藤復興大臣、工藤県議会議長、内館盛岡市長より追悼の辞が述べられました。その後は来賓はじめ参列者各位より祭壇に献花がなされ、それぞれが被災地に思いを寄せました。

事業者向け省エネルギー対策推進事業のご案内

県では、県内の中小事業者等の地球温暖化対策・脱炭素化を推進するため、既存の設備を高効率な空調機器、照明機器、給湯機器及び換気設備へ更新する費用の一部を補助する標記事業を開始しましたので、ご案内いたします。

1 補助対象者

県内に拠点を持つ中小事業者等（次の（１）または（２）のいずれか）

（１）中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）

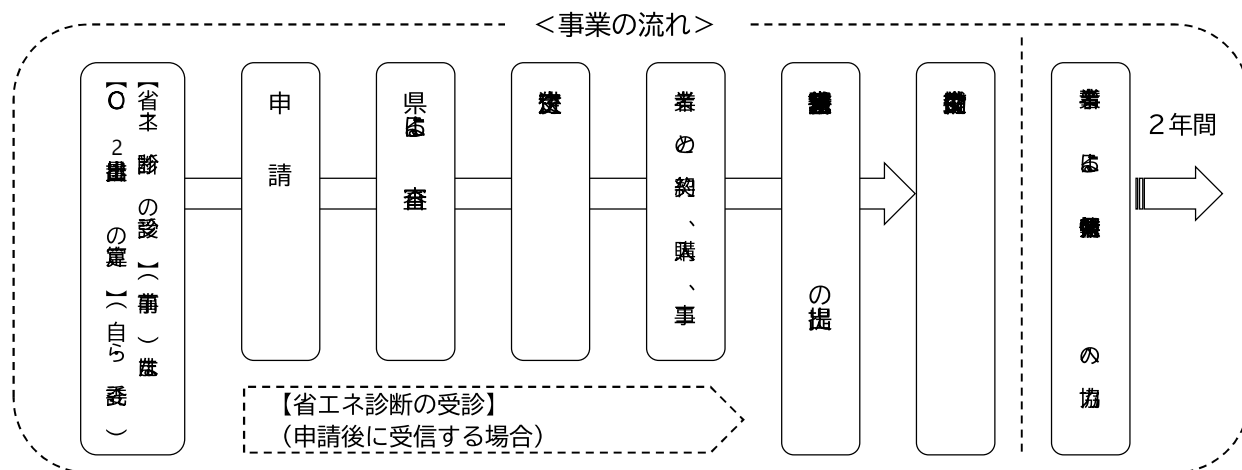
（２）年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、1, 500 k L 未満の工場または事業所等の所有者
※中小企業者以外（医療法人、社会福祉法人、大企業など）であっても、（２）に該当すれば対象になります。

※設備導入後、設備導入効果の広報、社員の意識啓発活動、県へデータの提供、その他県事業への積極的な協力をしていただきます。

2 補助対象設備

対象設備	主な補助要件	補助率	補助上限額
空調機器	従来比30%以上省CO ₂ 効果が得られるもの	1/2	最大 80 万円 ※いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）の認定ありの場合。認定なしの場合は最大 50 万円。
給湯機器			
換気設備	全熱交換機であること等		
照明機器	調光制御機能付き LED 又は 再エネ一体型屋外照明であること		

※省エネルギー診断又は二酸化炭素（CO₂）排出量の算定を必須要件とします。（省エネルギー診断の例：一般財団法人省エネルギーセンター、省エネお助け隊、省エネクイック診断等による診断）（CO₂排出量の算定の例：日本商工会議所が公開しているツール、民間の排出量可視化サービスなど）



3 受付期間

2025年3月27日（木）～2026年1月30日（金） ※予算上限に達し次第受付終了します。

4 その他

本事業の交付要綱・手引き・書類記載例・申請書様式等は、県ホームページをご確認ください。
また、申請を希望される場合、事前に下記までご相談下さい。

【お問い合わせ先】

岩手県環境生活部環境生活企画室 グリーン社会推進担当

電話：019-629-5273 FAX：019-629-5334

E-mail：AC0001@pref.iwate.jp

【ホームページはこちら】



育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。本改正は男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるために行うものです。令和7年4月1日から10月1日まで段階的に施行されるため、本号では4月1日施行部分についてご案内いたします。

1 子の看護休暇の見直し（義務：就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大（③④を追加）	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	【除外できる労働者】 ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6か月未満	【除外できる労働者】 ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護 等 休暇

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大（義務：就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前 の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加（選択する場合は就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
代替措置（※）のメニューを追加	〈代替措置〉 ① 育児休業に関する制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ① 育児休業に関する制度に準ずる措置 ② 始業時刻の変更等 ③ テレワーク

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入（努力義務：就業規則等の見直し）

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務**化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大（義務）

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後概ね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表して下さい。

6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和（労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し）

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6 か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ① 週の所定労働日数が 2 日以下 ② 継続雇用期間 6 か月未満	〈除外できる労働者〉 ① 週の所定労働日数が 2 日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備（義務）

介護休業や介護両立支援制度等（※）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※ i) 介護休暇に関する制度、ii) 所定外労働の制限に関する制度、iii) 時間外労働の制限に関する制度、iv) 深夜業の制限に関する制度、v) 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等（義務）

（1）介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関する事
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

（2）介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	① 労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ② 労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間のいずれか
情報提供事項	① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③ 介護休業給付金に関する事
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

9 介護のためのテレワーク導入（努力義務：就業規則等の見直し）

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

【育児・介護休業法について】
本改正内容について詳細はこちらをご参照下さい。



【育児休業等給付について】
2025年4月から創設された「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」はこちら



【両立支援のひろば】
仕事と家庭の両立の取組みを支援する情報サイト



創業セミナー 開催

本会は3月6日、アートホテル盛岡にて創業セミナーを開催しました。本セミナーは、社会・経営環境が厳しさを増し、廃業・倒産が増加傾向にあるなか、雇用等地域社会の基礎体力を保持しつつ価値創造を生む創業促進を図るため、開業資金調達のほか販路拡大等の手段としてクラウドファンディング成否の秘訣の習得等を内容とし、開催したものです。

講師に照井 翔登 氏（テリイアンドパートナーズ㈱取締役副社長）を招き「資金調達・販路開拓・PRとしてのクラウドファンディング」をテーマに、クラウドファンディングの仕組みや留意点、販路開拓やPR手段として利用する際の有効な手法と成功事例等を紹介いただきました。

また、最近の県内における創業事例として白金 敏弘 氏（RAWスイーツ工房 天使のはしご 代表）より「食べるバリアフリー RAWスイーツ専門店開業への取組」と題して、満腹感が得られない身体特性を持つ我が子の身体への配慮から制作が始まった「RAWスイーツ」の特徴や、創業を発起してから開業・アフターフォローに至るまでの支援機関の伴走支援状況などが発表されました。

併せて、本会の創業支援策である「岩手県地方創生起業支援金」と「企業組合制度」の紹介を行いました。

参加者からは、クラウドファンディングの各種プラットフォームにおける特色や、利用にあたっての支援策等について質問が挙げられました。



講師：照井 翔登 氏



事例発表者：白金 敏弘 氏

商業活性化セミナーを開催

本会では、3月10日（月）、アートホテル盛岡にてオンラインを併用し、岩手県商店街振興組合連合会と共催により令和6年度商業活性化セミナーを開催しました。

地方中小企業を取り巻く経営環境は、不安定な国際情勢や円安による燃料・原材料の高騰のほか、最低賃金はもとより賃金全体の相場上昇、天災・天候不順による需給バランスの崩れなど様々なコスト高要因が経営に大きな影響を与えており、とりわけ小売・サービス業等を営む事業者にとっては、値段に敏感な一般生活者を対象に営業活動を行うため、顧客の納得を伴った自社商品・サービスの価格設定が必須です。

目下のコスト高であっても必要収益を確保できる価格転嫁

の手法と、納得頂ける付加価値づくり・コミュニケーション・創意工夫などの習得を目的に本セミナーを開催したものです。株式会社ビーフォリア 代表取締役 橋本 泉 氏（中小企業診断士）を講師に迎え、「コスト高に負けない！お客様納得価格の手法・アイデア」と題し、ご講演頂きました。

セミナーでは、価格を決める要素、価格転嫁のポイントを中心にシミュレーションを交えながら、具体的にわかりやすく解説頂きました。

セミナーには商業関係者、関係機関等から現地、オンライン参加合わせて約15名が受講。受講者アンケートでは「物価高騰の中、自社商品の適正な価格設定方法について参考になった。」などの声が聞かれました。



【セミナーの様子】

令和6年度「若手経営者等連携促進フォーラム」を開催

3月18日(火)、岩手県中小企業青年中央会(平野喜英 会長)は、岩手県中小企業団体中央会(小山田周右 会長)との共催により、「若手経営者等連携促進フォーラム」をエスポワールいわてにて開催しました。本フォーラムは、若手経営者等の資質向上や異業種連携による事業視野の拡大および連携促進を目的として、青年中央会が企画・運営を行ったものです。

講師には、ジュークアンリミテッド株式会社 代表取締役社長の加藤瑞紀氏をお迎えし、「人があつまる企業デザイン ～輝く魅力はすでにある～」と題してご講演いただきました。

加藤氏は盛岡市出身。2005年、県内の建築会社に企画・制作の内製化を目的として初のデザイナーとして入社。ブランド構築や経営企画にも携わり、企業ブランディングに尽力されました。在籍中にはグッドデザイン賞を受賞し、新卒採用活動が日経BPにロールモデルとして取り上げられました。2018年には、「軸を持ったデザイン経営戦略でブランディングを広めたい」との思いからジュークアンリミテッド株式会社を創立。現在はブランディングと設計を組み合わせた「人が集まる会社づくり」を、岩手から台湾まで幅広く展開されています。

講演では、前職の建築会社で企業ブランディングを推進するにあたり、やらないことを決め、行動を絞った結果、プレゼンや見積を出さなくても新規受注や売上が増えたと述べられました。さらに、ブランディングとは、各社が持っている独自の強み(ヒト・モノ・カネ・情報)を徹底的に活用し、何ができるかを明確にして差別化を図ること、そして、その会社の“らしさ”を駆使しながら改善を重ねていくことであると力説されました。

また、企業ブランディングの手法として「オープンカンパニー」を提案。工場見学番組のように、人はサービスの裏側に関心を持つものであり、会社をオープンにすることで、理念やビジョン、従業員の働き方、福利厚生といった“会社のらしさ”の可視化が、ビジネスを展開する上で重要であると語られました。

フォーラム後には交流会を開催。岩手県中小企業青年中央会の平野会長による挨拶の後、乾杯の発声は岩手県農協青年組織協議会の五日市達洋 会長が務めました。交流会では会員同士の活発な意見交換が各所で見られ、岩手県商工会青年部連合会の小林周平 会長による中締めをもって、盛会裏に終了しました。



主催者挨拶をする平野会長



講演する加藤瑞紀氏



講演会の様子



交流会の様子

通常総会終了後の手続きについて

総会終了後の事務手続きは、法律や定款により規定されています。ルールに則った適切な手続きが必要です。

1. 議事録の作成

議事録は組合会議の討議状況の記録のほか、代表理事変更登記などの各種手続で添付書類として求められるので、総会及び理事会終了後遅滞なく作成する必要がある。

2. 理事会の開催

役員改選をした場合、新しい理事の中から役付理事を選任するため、総会終了直後、若しくは後日に開催。

※理事会は原則として総会終了後に開催する必要がある。総会を中断して代表理事選定のための理事会を開催した際には、不適切な手順として法務局で登記申請が受理されない場合があるため。

3. 所管行政庁への提出（中央会へも送付願います。）

(1) **決算関係書類**：通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。

添付書類；①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案

②総会議事録の謄本

(2) **役員の変更届出**：役員改選があり、役員に変更があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出。

※全員が再選となり、役員の氏名住所にまったく変更が生じていないときは不要。

添付書類；①変更した事項を記載した書面（新旧役員の比較対照表）

②変更年月日及び変更理由を記載した書面

③総会議事録の謄本（通常総会の場合は不要）

④理事会議事録の謄本（役付理事に変更があった場合）

(3) **定款変更の認可申請**：定款変更は行政庁から認可されて初めて効力を発するので、速やかに行う。

添付書類；①変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款変更を決議した総会議事録の謄本（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要する。※所管庁が共管となっている場合はその必要部数）④定款変更後の事業計画書又は収支予算書（変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき）

4. 変更登記（※代表理事以外の方が申請する場合には、委任状が必要。）

(1) **定款変更（登記事項のみ）**：所管行政庁の定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

添付書類；①総会議事録の謄本 ②定款変更の認可書

(2) **代表理事変更**：就任承諾日の翌日より起算して2週間以内。**再任の場合も必要。**

添付書類（再任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款

添付書類（新任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款 ④印鑑届出（理事長印）

⑤印鑑証明書（新代表理事個人の実印） ⑥新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届け出た理事長印を押印した場合は添付不要）⑦辞任届（辞任の場合）

※a. 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記は随時または事業年度末の総額で一括登記できる。一括登記の場合、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要がある。

b. 商業登記規則等の一部改正の省令（H27.2/27付施行）により、代表理事の辞任に伴う変更登記の申請書には、前代表理事の実印が押された辞任届とその印鑑証明書を添付するか、又は当該代表理事の登記所届出印が押された辞任届を添付することが必要となった。

5. 申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う（総会終了後）。なお、定款変更の手続き（総会の議決、行政庁の認可）を経て、通常総会開催期限を事業年度終了後3ヶ月以内とした場合、法人税の申告について申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることで、3ヶ月以内での申告が可能である。また、本延長の特例を受けている法人は、届出により消費税の申告延長も可能となった（令和2年度税制改正）。ただし、延長期間中は原則として利子税がかかる。

6. その他

経理面では、剰余金処分の振替、脱退者への持分の払い戻し、配当金の支払い等の処理を行う。また、円滑な組合運営を行うためにも欠席組合員への決議事項の通知が必要。

会員トピックス

岩手県農業機械商業協同組合 研修会を開催

岩手県農業機械商業協同組合（田中和彦理事長）は、3月18日（火）に二戸地域職業訓練センター、25日（火）にプラザイン水沢、26日（水）に岩手県自治会館にて、組合員を対象に研修会を開催しました。

当研修会は、近年の社会保険料の上昇や、年金の支払い負担が増していく中で、従業員が安心して就業できる環境を整えるため、個人・企業がNISAやiDeCoの知識や仕組みについて学ぶことで、従業員の福利厚生の実現に寄与することを目的に開催したものです。

講師には、トータルサポートコンサルティング株式会社 代表取締役 後藤 芳晴 氏を迎え、「資産形成×福利厚生で企業と人材の未来を創る」と題し、金融リテラシーなど資産形成に関する基礎知識やNISA、企業・個人年金の概要について説明されました。

研修会では、企業が導入できる福利厚生制度として積み立てNISAを挙げ、従業員にとって職場という身近な場を通じて資産形成を支援することで、企業のイメージアップや雇用の安定につながる可能性があるとして述べられました。

研修には、3日合計で90名以上が参加し、参加者は個々の知見を広げようと熱心に聴講していました。



研修会の様子



講師の後藤芳晴 氏

協同組合江釣子ショッピングセンター 店舗クリニックを実施

協同組合江釣子ショッピングセンター（高橋克史理事長）は、3月17日（月）、18日（火）、26日（水）、27日（木）に店舗クリニックを実施しました。

今回の店舗クリニックは、2026年の新館新設（西側・イオン東北が主体）に伴い、専門店街リニューアルの策定に取り組んでおり、目まぐるしく変化する経営環境への対応力強化を図り、来館客に回遊してもらい、販売に繋げ、新たな顧客創造、コロナ禍以降の経営環境、社会構造、価値観の変化に対応し、新しいショップコンセプト、お客様のニーズの変化に対応したMDの構築を目的に実施したものです。

3月17日（月）、18日（火）は、家庭用品・文化雑貨部門の11店舗を対象に、株式会社ワイキャップコンサルティング 代表取締役 太田 巳津彦 氏が指導を行いました。太田 氏からは、商品陳列や手書きPOPの有効性、顧客動線、季節を取り入れた商品の魅せ方、各種什器の設置場所、固定客の来店頻度を増やす方法などを中心にアドバイスされました。3月26日（水）、27日（木）は、飲食部門の6店舗を対象に、イデアレスト 代表 門 浩司 氏が指導を行いました。門 氏は、注文を受けてから商品提供までのオペレーション、厨房とホールの人員配置、既存商品の分析、新商品の提案、商品ごとの原価率把握の重要性、館内や近隣競合店との差別化、ターゲットの確認、厨房動線、レイアウトなどを中心にアドバイスされました。両氏ともに店舗が抱える課題を明確に伝え、課題解決策を具体的に提案され、指導を受けた店舗もメモを取りながら熱心に聞き入り、専門家へ質問を交えて改善点を専門家と検討するなど、来年度のリニューアルに向けた顧客満足度向上に意欲を見せていました。



新商品について門氏からアドバイスを受ける様子

1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会 令和7年3月25日発表)

2月の景況DIは前月に続き、製造業・非製造業ともに低下。原材料、燃料、人件費等のコストの上昇に価格転嫁が追いついていない状況に加え、物価高の影響で個人消費も低迷していることから、製造業・非製造業ともに前月に続き景況感が低下した。引き続き、人手不足・人材確保の問題が、製造業・非製造業を問わず収益力の足かせとなっている。また、最低賃金の引き上げも相まって、賃上げの原資確保に苦慮する事業者からは、経営に与える影響を懸念する声が多く寄せられている。

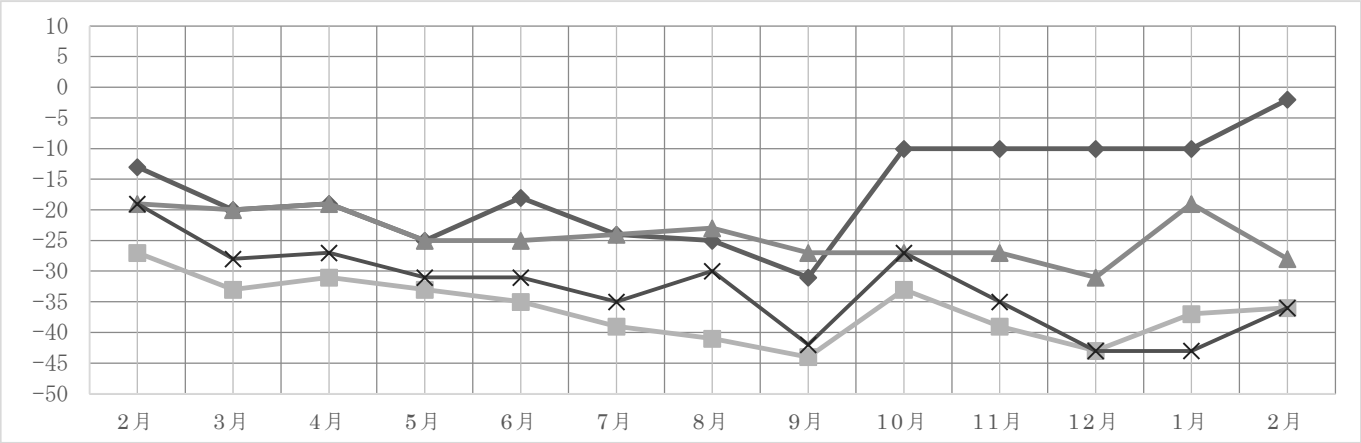
2. 景況天気図（県内）…令和7年1月と令和7年2月のDI比較

天気図の見方…各景況項目について「増加」「好転」業種割合から「減少」「悪化」業種割合を引いた値をもとに作成。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方を表す。										30 以上
令和7年	全産業			製造業			非製造業			
2月分	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	10～29
売上高	 △ 10	 △ 2	8P	 △ 53	 △ 13	40P	 13	 3	10P	
在庫数量	 △ 6	 △ 6	0P	 △ 18	 △ 19	1P	 6	 6	0P	△9～9
販売価格	 31	 28	3P	 24	 19	5P	 34	 32	2P	
取引条件	 △ 10	 △ 13	3P	 △ 6	 △ 6	0P	 △ 13	 △ 16	3P	△10～△29
収益状況	 △ 37	 △ 36	1P	 △ 59	 △ 56	3P	 △ 25	 △ 26	1P	
資金繰り	 △ 19	 △ 28	9P	 △ 35	 △ 31	4P	 △ 19	 △ 26	7P	△30～△49
設備操業度	 △ 29	 △ 19	10P	 △ 29	 △ 19	10P			—	
雇用人員	 △ 14	 △ 13	1P	 △ 12	 △ 6	6P	 △ 16	 △ 16	0P	△50 以下
業界の景況	 △ 43	 △ 36	7P	 △ 71	 △ 56	15P	 △ 28	 △ 26	2P	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…令和 6 年 2 月～令和 7 年 2 月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 53 名・回答者数 47・回答率 88.7%



令和 7 年 2 月 DI 《 ◆…売上 -2 ■…収益 -36 ▲…資金繰り -28 ×…景況 -36 》

4. 各業種の概況（県内）…令和7年2月分

◇パン製造業

消費者の購買意欲が盛り上がり欠けている。今後見込まれる水道光熱費の引き上げに警戒している向きが多い。

◇めん類製造業

売上は昨年並みであるが、県外の売上が若干伸長しており、県内の売上が減少している。人口減少や物価高騰で消費の冷え込みが続いている状況。

◇一般製材業

県内の新設住宅着工戸数は、前年同期と比較して1.0%減の497戸とほぼ前年並みであった。製材品は年明けから若干の動きがでてきたが、価格は横ばいで推移している。

◇木材チップ製造業

2月の針葉樹チップ出荷量は13,252㎡で対前月比102%、対前年比95%、広葉樹チップ出荷量は16,410㎡で対前月比109%、対前年比85%である。

◇家具・装備品製造業

2月の出荷額は前年同月比30%の減少となった。月間出荷額が前年を下回る状況が続く、回復の兆しが見えない。

◇印刷・同関連業

年度末へ向けて動き始めたが、その実績は3月分に反映されるため、谷間の2月となっている。

◇生コンクリート製造業

2月の生コンの販売価格は、一部地域において前年同月を上回っている状況にある。生コン出荷量は、一部地域で前年を下回ったほかは、ほぼ前年並みか前年を上回っており、全体としては前年同月比5%程度の増加となっている。

◇金属製品製造業

各社の工場稼働状況、見積依頼数、加工費の状況等、前月比で大きな変化は見られず、厳しい状況が続いている。鋼材・資材価格の高止まりの影響により、計画物件の中止・延期の話も増えてきている。

◇野菜果実卸売業

2月の野菜と果実を合わせた合計取扱数量は前年比82.1%、単価は前年比107.1%、合計取扱金額は前年比108.7%となった。

◇水産物卸売業

2月の水産物取扱高は、取扱量618t（前年同月比13.6%減）、取扱金額861百万円（前年同月比8.0%減）であった。鮮魚の取扱量が前年同月比で17.3%減と大きく減少した。

◇食肉小売業

例年2月は売上が一番落ち込む月となる。諸々のものが値上がりし、生活防衛の買い控え傾向が続いていると見られる。幸い岩手は冬季の雪の影響が少なく、買い物に出かけやすいこと等が惣菜商品の売上に貢献した。

◇酒・調味料小売業

消費が低価格商品に流れており、売上・収益とも低迷している。ホテルや飲食店への酒類の納入は安定しているが、店頭小売は減少している。特に、一般小売酒販店の売上の減少は著しい。

◇各種商品小売業

対前年比で売上85%・客数91%と、前月に引き続き伸び悩んでいる。物価高騰の影響によるものか買い控えが目立つ。毎月開催の抽選会については、効果的な集客に向け、2月開催分より景品内容の見直しなどの対応を行っている。

◇商店街（盛岡市）

昨年が記録的な暖冬であったこともあり、今年は冬物衣料等で活発な消費を期待していたが、組合のクレジット・電子マネーの取扱高は12.5%減と昨年実績を大きく下回った。物価高による消費マインドの冷え込みは深刻な状況である。

◇旅館業

2月は冬の閑散期であり、収益は例年並み。来年度の組合の特定団体向け料金設定について公開。値上げのため、顧客の反応は厳しいものであった。

◇建物サービス業

令和7年度に係る入札が始まった。人件費や物価の上昇分が予算に反映されている物件も一部見られるが、上昇相当額を仕様変更（業務量減）により調整される物件もあり、厳しい状況が続くと想定している。

◇塗装工事業

例年であれば新年度を控え、4月からの発注・受注が活発化するのであるが、今年は依然として動きが鈍い。特に、民需の動きがなく、厳しい状況が続いている。

◇土木工事業

2月の出荷数量は昨年対比130%と増加した。昨年同月と比較すると増加したが、依然として出荷数量の低迷は続いている。4月から生コンの主原材料であるセメントをはじめとする骨材などの価格が値上げされる。早期の生コン販売価格の値上げが必要である。

岩手県中小企業団体中央会 第70回通常総会 開催のご案内

下記日程にて、第70回中央会通常総会を開催致します。

■ 開催日時 令和7年6月16日（月） 15:00～

■ 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング「メトロポリタンホール」

詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

令和7年度岩手県4広域振興局体制について

令和7年度の県4広域振興局体制は以下の通りです。振興局への届出等の際にご参照下さい。なお、その際の各種書類の宛名は、各広域振興局長名とし、提出先は各広域振興局経営企画部または各地域振興センターとなります。

（令和7年4月1日現在・敬称略）

圏域	広域振興局の名称 局長名	認可申請・届出等提出先	電話番号	所管区域 ※
県 央	盛岡広域振興局 局長 小野寺 宏和	盛岡広域振興局 経営企画部 産業振興室 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6514	盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
県 南	県南広域振興局 局長 菅原 健司	県南広域振興局 経営企画部 観光商業・食産業課 〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2	0197-22-2843	花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・平泉町・西和賀町
沿 岸	沿岸広域振興局 局長 小国 大作	沿岸広域振興局 経営企画部 産業振興室 〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2718	釜石市・大槌町
		大船渡地域振興センター 特命（復興支援） 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	大船渡市・陸前高田市・住田町
		宮古地域振興センター 地域振興課 〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
県 北	県北広域振興局 局長 佐々木 哲	県北広域振興局 経営企画部 産業振興室 〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-66-9671	久慈市・洋野町・野田村・普代村
		二戸地域振興センター 地域振興課 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9205	二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

※ 県事務の移譲を受けた市町村（宮古市・一関市・奥州市・大船渡市・花巻市・矢巾町・紫波町・雫石町・西和賀町・金ヶ崎町・葛巻町）に主たる事務所の登記上所在地があり、事務所所在地と組合の地区が同一である事業協同組合と企業組合及び協業組合は各市町村担当部署が提出先となります。なお、組合の地区が複数の市町村を含む場合は上記のようになります。

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌（令和7年3月分）

中央会 主な実施事業等			
3月18日	若手経営者等連携促進フォーラム	3月21日	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金19次公募要領説明会
3月21日	中小企業省力化投資補助金 制度説明会		
関係機関・団体主催行事への出席等			
3月6日	いわて子育て応援「i・ファミリー・サービス事業」推進協議会	3月18日	ふるさといわて定住財団理事会
3月10日	就職氷河期世代プラットフォーム会議	3月19日	いわて産業振興センター定時理事会
3月10日	岩手県空港利用促進協議会幹事会	3月19日	いきいき岩手支援財団評議員会
3月10日	第2回岩手地方労働審議会	3月21日	岩手地方最低賃金審議会第7回本審
3月11日	リカレント教育推進WG	3月24日	高等教育人材の県内定着促進WG
3月11日	岩手県東日本大震災津波追悼式	3月25日	岩手県信用保証協会理事会
3月12日	第5回いわて農山漁村発イノベーション支援センター運営委員会	3月26日	いわて海外展開支援コンソーシアム会議
3月12日	岩手産業保健総合支援センター運営協議会	3月28日	岩手県発明協会第5回理事会